

議案第94号

北名古屋市議会議員の定数を定める条例の制定について

北名古屋市議会議員の定数を定める条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成24年12月21日提出

提出者	北名古屋市議会議員	長瀬 悟 康
	同 上	金 崎 慶 子
	同 上	松 田 功
賛成者	北名古屋市議会議員	黒 川 サキ子
	同 上	堀 場 弘 之
	同 上	塩 木 寿 子
	同 上	上 野 雅 美

提案理由

この案を提出するのは、議会が自ら行財政改革の範を示し、本市の行財政改革の促進と効率的な議会運営を図ることを目的として、議員定数の削減を行うことに伴い、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市議会議員の定数を定める条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、北名古屋市議会議員の定数は、21人とする。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。